

社会体育施設使用料改定のお知らせ



令和6年4月1日から

社会体育施設の使用料を改定いたします

受益者負担の公平性および算定方法の明確化などを図るため、「使用料・手数料算定の基本方針」に基づき、社会体育施設の使用料について、令和6年4月1日利用分から料金を改定いたします。

料金の改定内容 (市内に在住の者又は在勤の者、在学の者が利用する時)

改正前						改正後					
【山東体育館】						【山東体育館】					
区分	午前 8時～12時	午後 12時～17時	夜間 17時～22時	昼夜間 8時～22時	備考	区分	午前 8時～12時	午後 12時～17時	夜間 17時～22時	昼夜間 8時～22時	備考
競技場(全面)	500円	750円	1,000円	2,000円		競技場(全面)	750円	1,100円	1,500円	3,000円	
競技場(半面)	400円	500円	750円	1,450円		競技場(半面)	600円	750円	1,100円	2,150円	
【粟鹿体育館】						【粟鹿体育館】					
区分	午前 8時～12時	午後 12時～17時	夜間 17時～22時	昼夜間 8時～22時	備考	区分	午前 8時～12時	午後 12時～17時	夜間 17時～22時	昼夜間 8時～22時	備考
競技場(全面)	400円	500円	750円	1,450円		競技場(全面)	500円	650円	950円	1,600円	
【与布土体育館】						【与布土体育館】					
区分	午前 8時～12時	午後 12時～17時	夜間 17時～22時	昼夜間 8時～22時	備考	区分	午前 8時～12時	午後 12時～17時	夜間 17時～22時	昼夜間 8時～22時	備考
競技場(全面)	400円	500円	750円	1,450円		競技場(全面)	600円	750円	1,100円	2,150円	

※市外在住者や減免団体などの料金の詳細については、下記までお問合せください。



【問合せ先】

朝来市山東支所

TEL : 079-676-2080